
立地関連

立地関連	1
沖縄県企業立地促進条例に基づく補助金	2
特別自由貿易地域への立地	5
万国津梁輸送ネットワーク強化事業	8

沖縄県企業立地促進条例に基づく補助金

目的

企業の立地を促進することにより、産業の振興と雇用の増大を図ります。

対象者

指定地域にて工場等を設置し事業を営む者。

(製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、情報関連事業、金融業、物流関連企業等)

支援内容

対象業種	助成要件	対象経費	助成内容		
①製造業等 製造業、道路貨物運送業、 倉庫業、こん包業、卸売 業、デザイン業又は自然 科学研究所	・ 5,000㎡以上の用地取得 (借地を含む) ・ 20名以上の新規雇用	土地 建物及びその付属設 備・構築物 機械及び器具	1.投下固定資産に対する助成		
			新規雇用数	補助率	限度額
			50人以上	10%	10億円
			35～49人	7.5%	6億円
			20～34人	5%	2億円
2.新規雇用者に対する助成 新規雇用者数×40万円			3.環境施設等の整備に係る助成 設置した工場等床面積㎡×7,500円×1/2 (限度額7,500万円)		
1 + 2 + 3 = 助成額					
②先端技術型製造業等 租税特別措置法に規定す る高度技術工業	・ 5,000㎡以上の用地取得 (借地を含む) ・ 10名以上の新規雇用	土地 建物及びその付属設 備・構築物 機械及び器具	1.投下固定資産に対する助成 ※借地の場合は () 内の助成率		
			新規雇用数	補助率	限度額
			50人以上	10%(10%)	10億円
			35～49人	10%(7.5%)	6億円
			10～34人	10%(5%)	2億円
2.新規雇用者に対する助成 新規雇用者数×40万円			3.環境施設等の整備に係る助成 設置した工場等床面積㎡×7,500円×1/2 (限度額7,500万円)		
1 + 2 + 3 = 助成額					

対象業種	助成要件	対象経費	助成内容		
③情報通信産業等 ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業等及び金融業	・ 500㎡以上の床面積を有する建物の取得 (コールセンターは2,000㎡以上) ・ 20名以上の新規雇用者 (コールセンターは200名以上)	建物及びその付属設備・構築物	1. 投下固定資産に対する助成		
			新規雇用数	補助率	限度額
			50人以上	5%	10億円
			35～49人	5%	6億円
④物流関連企業 国際的な貨物の運送を行う航空運送事業	・ 那覇空港地域内の5,000㎡以上の特定工場等の賃借 ・ 20名以上の新規雇用	建物賃借料及びその付属設備・構築物・機械及び装置	1. 投下固定資産に対する助成		
			新規雇用数	補助率	限度額
			50人以上	10%	10億円
			35～49人	7.5%	6億円
			20～34人	5%	2億円
			2. 新規雇用者に対する助成 新規雇用者数×40万円		
3. 上屋賃貸借料助成 知事が定める額					
1 + 2 + 3 = 助成額					

活用のポイント

①製造業等、②先端技術型製造業等、③情報通信産業等の助成対象者は、用地を取得しようとする30日前まで、④物流関連企業においては、建物を取得しようとする30日前までに、所定の様式において申請する。

※対象となる経費は、土地の取得から操業又は営業の開始までに取得した資産となります。

申請時期

随時

指定地域

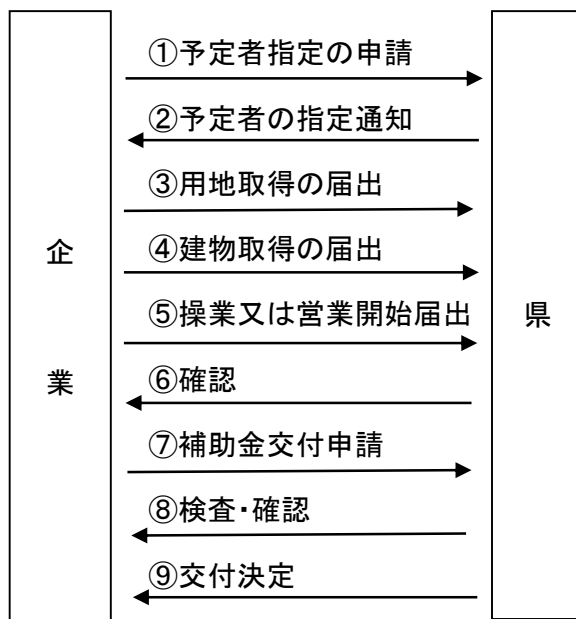
(製造業等・先端技術型製造業等) 県内における工場適地(工業団地)(15地域)

(情報通信産業等) 情報通信産業振興地域(21市町村)

(金融業務等) 名護市

(那覇空港)那覇空港

フロー図等



問い合わせ先

沖縄県商工労働部 企業立地推進課

TEL : 098-866-2770

特別自由貿易地域への立地

目 的

概要

特別自由貿易地域には、保税制度や関税の選択課税制度等の関税についての優遇措置と、法人税に関する 35%所得控除制度を始めとする税制優遇措置に加え、沖縄振興開発金融公庫の融資制度が用意されています

立地形態

- ① 賃貸工場
- ② 分譲用地 …分譲(代金一括払い)
…貸付(買取条件付)

設置場所

沖縄県うるま市字州崎 及び
うるま市勝連南風原
※ 賃貸工場はうるま市字州崎に設置



対 象 者

指定業種

製造業、こん包業、倉庫業、道路貨物運送業、卸売業
※ 賃貸工場は原則として製造業を対象

主な資格要件

- 法人であることを要し、原則として貿易又はこれに関連する事業を行うこと
- 事業計画が遂行可能な資金計画を有していること
- 原則として、沖縄振興特別措置法第 43 条第1項に定める事業認定を受けること

支援内容

- ① 法人税に関する 35%の所得控除制度等(別表をご参照ください。)
- ② 保税制度の活用
 - ・ 保税制度により製造された製品を輸出(積戻し)する場合には、関税や内国消費税は課税されません。
 - ・ 許可保税地域に外国貨物を蔵置している間は、関税や内国消費税は課されません。
- ③ 関税の選択課税制度
 - ・ 許可保税地域で加工・製造された一定の外国貨物(製品)を国内に引き取る際には、原料若しくは製品に課される関税のうち安い方を選択することができます。
- ④ 沖縄振興開発金融公庫の低利融資制度

(別表)

国 税 (注1)	①所得控除 制度 (注2)	特別自由貿易内において新たに設立された常時雇用者数20名以上の企業について、新設後10年間、法人税課税所得の35%が控除される。
	②投資税額 控除	1,000万円を越える設備の新増設をした場合、その設備の取得価格の一定割合が法人税から控除される。 機械等15%、建物等8% 法人税額の20%限度、繰越4年、限度額20億円
	③特別償却	1,000万円を越える設備の新増設をした場合、特別償却が認められる。 機械等50%、建物等25%
地 方 税	法人事業税	1,000万円を越える設備の新増設をした場合、法人事業税を一部免除(5年間)。
	不動産取得 税	1,000万円を越える設備の新増設をした場合で、土地の取得後1年以内に建物の建設に着手したときは、不動産取得税を一部免除。(注3)
	固定資産税 (注4)	1,000万円を越える設備の新増設をした場合、各市町村の条例により固定資産税をを一部免除(5年間) (注3)

注1:①②③のいずれかを選択

注2:対象業種は製造業、こん包業及び倉庫業に限る

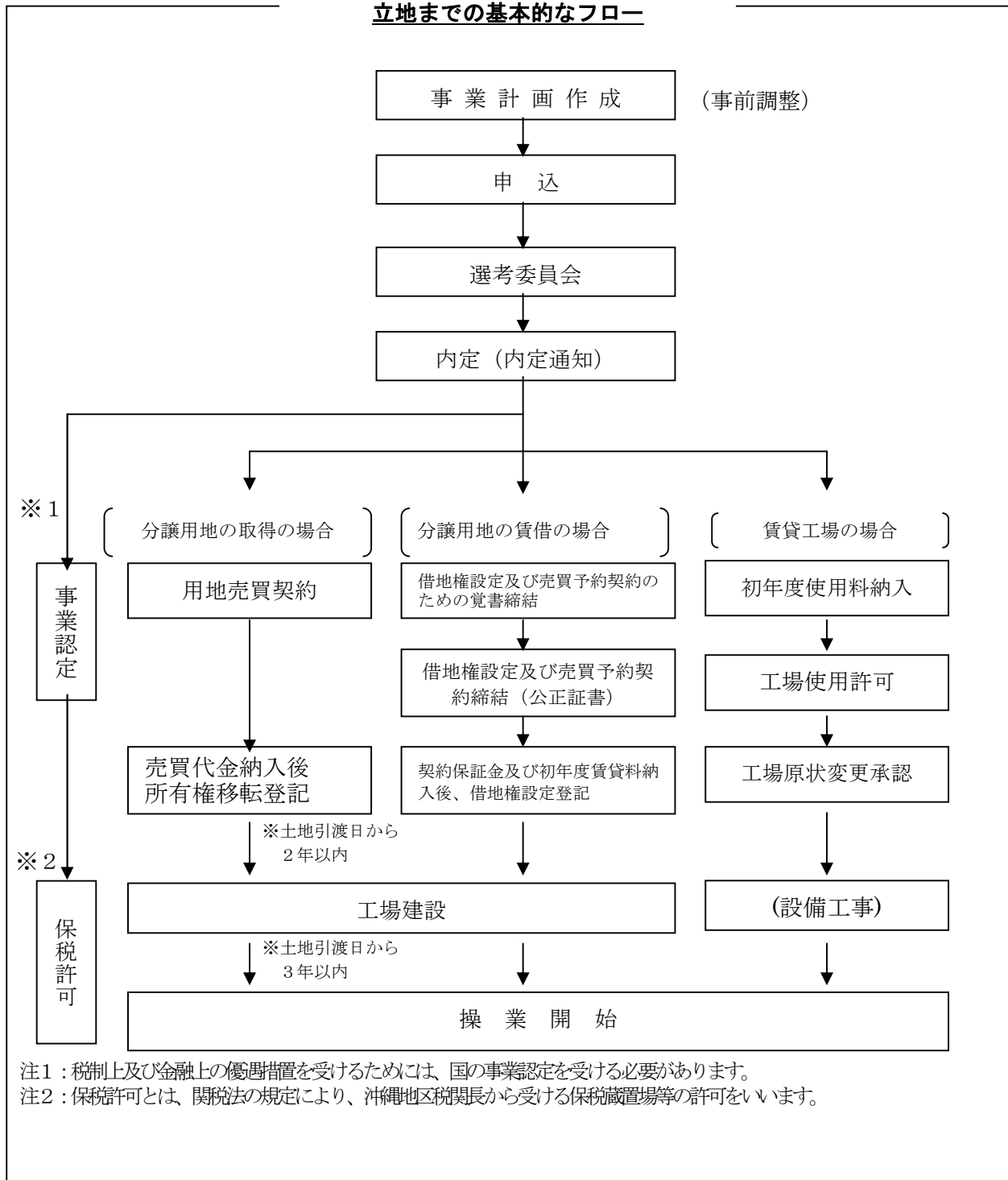
注3:土地については、取得後1年以内に建物建設に着手した場合に限る。

注4:対象業種は、製造業、こん包業、道路貨物運送業及び卸売業

立地手続きの流れ

賃貸工場へ入居する場合は沖縄県の賃貸工場使用許可が必要となり、分譲用地(又は賃貸用地)へ立地する場合は沖縄県との間で用地売買契約(又は事業用借地権設定及び売買予約契約)が必要となります。また、その他、内閣府への事業認定、沖縄地区税関の保税許可が必要です。

立地までの基本的なフロー



問い合わせ先・申請先

立地申込：沖縄県商工労働部企業立地推進課

TEL:098-866-2770 FAX:098-866-2846

ホームページ <http://www.pref.okinawa.lg.jp/zone/>

メールアドレス indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

事業認定申請：内閣府

保稅許可申請：沖縄地区稅關

万国津梁輸送ネットワーク強化事業

目的

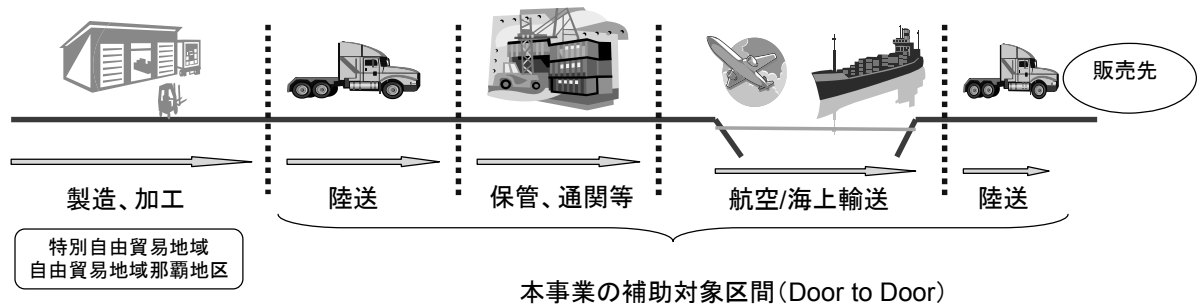
特別自由貿易地域及び自由貿易地域那覇地区に立地する企業に対する物流コストの低減化を図ることにより、企業誘致のさらなる促進と進出企業による搬出量の拡大を図ります。
(平成22年度までの「特別自由貿易地域物流支援事業」を拡充した事業である。)

対象者

特別自由貿易地域内立地企業及び自由貿易地域那覇地区内立地企業

支援内容

那覇自貿/特自貿に立地する企業が、特区内において製造又は加工した製品を国外又は県外へ輸送する場合（陸送、海上輸送、航空輸送含む）、補助金を支給します。
→コンテナ単位以外の輸送費も対象とする。



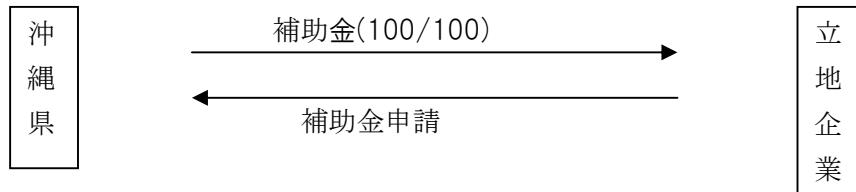
活用のポイント

- ・ 一企業あたり搬出輸送費の50%を補助（上限額：200万円/社）
- ・ 補助の対象は、県外・国外への出荷、搬出に係る部分のみ。

申請時期

6月頃～（各四半期毎に実績報告等が必要）

フロー図等



問い合わせ先

沖縄県商工労働部 企業立地推進課

TEL : 098-866-2770